

# 夏の交通安全県民運動実施要綱

平成29年7月10日(月)～7月19日(水)

## 実 施 事 項

重点	子供と高齢者の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップの推進～	飲酒運転の撲滅	自転車の安全利用の推進
運転者・歩行者等は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運転者は           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子供や高齢者に対する思いやりのある運転を行いましょう。</li> <li>・夕暮れ時は早めにライトを点灯し、周囲に配慮したハイビーム走行に努めましょう。</li> <li>・高齢運転者の方は、運転能力に応じた安全運転を心がけましょう。</li> </ul> </li> <li>○歩行者は           <ul style="list-style-type: none"> <li>・横断歩道がある場所では、横断歩道を渡りましょう。</li> <li>・夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい服装や反射材用品を着用しましょう。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」ことを徹底しましょう。</li> <li>○ 車を運転するときは、二日酔いなどアルコールの影響がないか確認しましょう。</li> <li>○ 飲酒運転を現に行おうとし、又は飲酒運転を行った者を知ったときは、警察官に通報しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車は「車両」であることを認識し、「自転車安全利用五則」を守りましょう。※</li> <li>○ 夕暮れ時は早めにライトを点灯するとともに、反射材用品を活用しましょう。</li> <li>○ 歩道を通行する際は、歩行者優先で周囲の状況を確認し、安全な通行を心がけましょう。</li> </ul>
家庭・地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子供や高齢者に対する交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。</li> <li>○ 交通上の危険な箇所について話し合い、安全な通行方法を確認しましょう。</li> <li>○ 道路への飛び出しや斜め横断の危険性、身近に起きた交通事故について話し合い、交通ルールの遵守に努めましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さ、問題飲酒が運転や健康に及ぼす悪影響について話し合い、適正飲酒を心がけましょう。</li> <li>○ 車を運転することを知りながら酒を勧めること、酒を飲んで運転するおそれのある人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することは犯罪です。お互いに注意し合いましょう。</li> <li>○ 「ハンドルキーパー運動」を積極的に推進しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車の危険性や事故を起こしたときの重大性について話しましょう。</li> <li>○ 万が一の事故に備えて、自転車保険の加入に努めましょう。</li> <li>○ 高齢者や中学・高校生等は乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。また、児童・幼児には乗車用ヘルメットを着用させましょう。</li> </ul>
実施機関・団体は	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日常的に明るい服装で外出することや夜間に反射材用品を着用することの定着化を図りましょう。</li> <li>○ 参加・体験型の交通安全講習会等を積極的開催し、交通安全意識を高めましょう。</li> <li>○ 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あらゆる広報媒体を活用し、福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。</li> <li>○ 企業・店は飲酒運転撲滅宣言の登録に努めましょう。</li> <li>○ 「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない」そして「見逃さない」という意識を定着させるための広報啓発活動を推進しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報媒体等を活用して、福岡県自転車安全利用条例の周知に努めましょう。</li> <li>○ 自転車の交通ルール遵守、マナーアップを図る広報啓発活動を推進しましょう。</li> <li>○ 自転車に関する道路交通法改正（一定の違反行為を繰り返し行った自転車運転者に対する講習の受講）の周知に努めましょう。</li> </ul>

- ※ 自転車安全利用五則
- 1 自転車は車道を原則、歩道は例外
  - 2 車道は左側を通行
  - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - 4 安全ルールを守る
  - 5 子どもはヘルメットを着用